

朝霞市規則第 15 号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和 39 年朝霞市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 第 1 号中「5 万円」を「15 万円」に改める。

附 則

（施行規則）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の通勤手当の支給に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後の通勤に係る通勤手当について適用し、同日前の通勤に係る通勤手当については、なお従前の例による。